

大分県報

令和三年
十月五日
号外（六一）

（火曜日）

目次

条 例

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正……………一
- 大分県税条例の一部改正……………二
- 大分県産業廃棄物税条例の一部改正……………二
- 大分県公衆浴場法施行条例の一部改正……………二
- 大分県マリナカルチャーセンターの設置及び管理に関する条例の廃止……………二

○条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年十月五日

大分県条例第二十九号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条の二第一項中「第十九条第十号」を「第十九条第十一号」に改める。
第六条の表の第二十四条第五項の項中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。
別表第一中三の項を削り、二の項を三の項とし、一の三の項を二の項とする。

令和三年十月五日

大分県報号外（条例）

一

別表第二の一の項中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第六十四号）」を加え、同表の二の項の特定個人情報の欄第二号中「療育手帳」の下に「（児童相談所（児童福祉法第十二条第一項に規定する児童相談所をいう。）又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所をいう。）において知的障害であると判定された者に対して知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）」を加え、同表の十六の項の特定個人情報の欄を次のように改め、同項を同表の十九の項とする。

- 一 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
- 二 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
- 三 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第二の十五の項の次に次のように加える。

十六 知事	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
十七 知事	高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	一 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 二 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
十八 知事	高校生等奨学給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	一 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 二 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第四の六の項の特定個人情報の欄を次のように改める。

- 一 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

二 就学支援金支給関係情報であつて規則で定めるもの

別表第四の七の項の特定個人情報欄中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同欄に第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
- 二 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの

別表第四中八の項を十の項とし、七の項の次に次のように加える。

八 教育委員会	高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	知事	一 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 二 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの
九 教育委員会	高校生等奨学給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	知事	一 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 二 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十号

大分県条例の一部を改正する条例

大分県条例(昭和二十五年大分県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。
第三十八条の十第一項中「知事が認める」を削る。
附則第二十四条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例中附則第二十四条第一項の改正規定は公布の日から、第三十八条の十第一項の改正規定は令和四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第三十八条の十第一項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる帳簿について適用する。

大分県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十一号

大分県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

大分県産業廃棄物税条例(平成十六年大分県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。
第十六条第二項中「であつて、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第三項を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第十六条第二項の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する帳簿について適用する。

大分県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十二号

大分県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

大分県公衆浴場法施行条例(昭和四十七年大分県条例第十六号)の一部を次のように改正する。
第六条第三号中「十歳」を「七歳」に改める。

附則

この条例は、令和四年一月一日から施行する。

大分県マリンスパセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和三年十月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十三号

大分県マリンカルチャーセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

大分県マリンカルチャーセンターの設置及び管理に関する条例（平成四年大分県条例第二十七号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和三年十月五日

大分県報号外（条例）

三